

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例	4
◎高知県地域未来基金条例	7
◎高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例	7
◎高知県高等学校等教育改革促進基金条例	8
◎情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県収入証紙条例を廃止する等の条例	8
◎高知県公告式条例の一部を改正する条例	9
◎高知県行政手続条例の一部を改正する条例	9
◎高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	10
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	10
◎職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	10
◎高知県税条例等の一部を改正する条例	11
◎高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	11
◎高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	12
◎高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	12
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	13
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	13
◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	13
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	13
◎高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	14
◎高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	14
◎高知県職員定数条例の一部を改正する条例	14
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	15

公布された条例のあらまし

◆高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例（高知県条例第1号）

- 1 条例制定の目的

航空交通の利用者の便益の増進を図り、もって航空交通の総合的な発達に資するとともに、本県の産業、観光等の国内外における競争力の強化、地域経済の活性化等に寄与するため、高知空港国際線ターミナルビル（以下「旅客取扱施設」という。）を南国市に設置するとともに、指定管理者に管理を行わせることとする等旅客取扱施設の管理に関する事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 旅客取扱施設を南国市に設置すること。（第1条）
 - (2) 旅客取扱施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。（第2条）
 - (3) 旅客取扱施設の運用時間を定めること。（第3条）
 - (4) 旅客取扱施設の利用施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないこと。（第4条）
 - (5) 旅客取扱施設を利用する者の責務及び利用の許可に伴う権利の譲渡等の禁止について定めること。（第5条及び第6条）
 - (6) 指定管理者は、利用の許可を受けた者が指定管理者の指示に従わないとき等は、利用の許可の取消し等ができること。（第7条）
 - (7) 旅客取扱施設の利用料金の納付、收受、承認、減免及び還付について定めること。（第8条から第12条まで）
 - (8) 指定管理者が旅客取扱施設の管理を行うことができない場合における旅客取扱施設の使用料の納付、減免及び還付について定めること。（第13条）
 - (9) 旅客取扱施設を利用する者及び指定管理者の原状回復義務について定めること。（第14条）
 - (10) 旅客取扱施設を利用する者及び指定管理者の損害賠償義務について定めること。（第15条）
 - (11) 指定管理者は、旅客取扱施設の利用施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務、旅客取扱施設の利用料金の收受、減免、還付その他の利用料金の徴収に関する業務及び旅客取扱施設の施設、設備等の維持管理に関する業務を行うこと。（第16条）
 - (12) 指定管理者の指定の申請、指定の手続及び変更の届出並びに事業報告書の作成及び提出について定めること。（第17条から第19条まで）
 - (13) 知事は、旅客取扱施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるとともに、その指示に従わないとき等は、指定の取消し等ができること。（第20条及び第21条）
 - (14) 知事は、指定管理者の指定をしたとき等は、その旨を告示するものとする。（第22条）
 - (15) 指定管理者の秘密保持義務について定めること。（第23条）
 - (16) 指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、利用の許可等並びに利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても行うことができること。（附則第2項）
- 3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2の(16)は、公布の

日から施行することとした。

◆高知県地域未来基金条例（高知県条例第2号）

1 条例制定の目的

産業クラスターの形成、地場産業の付加価値向上及び販路開拓等の地域の発展につながる取組を推進するため、高知県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）

(2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）

(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例（高知県条例第3号）

1 条例制定の目的

県民が住み慣れた地域で健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができる社会を実現するため、本県東部地域における医療、介護及び福祉に関する事業等の拠点となる総合的な施設として、高知県立東部地域多機能支援施設（以下「支援施設」という。）を安芸市に設置するとともに、支援施設の管理に関する事項を定めることとした。

2 主要な内容

(1) 支援施設は、次に掲げる業務を行うこと。（第2条）

ア 看護師の養成

イ 訪問看護サービスに関する研修及び相談

ウ 在宅歯科医療及び障害者歯科診療の提供及び推進

エ 介護人材等に関する情報の収集及び提供

オ その他支援施設の設置の目的を達成するために必要な業務

(2) 支援施設を利用する者の責務及び損害賠償義務について定めること。（第3条及び第4条）

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県高等学校等教育改革促進基金条例（高知県条例第4号）

1 条例制定の目的

公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業を実施するため、高知県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、高等学校等教育改革促進事業費補助金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）

(2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保

管しなければならないこと。（第3条）

(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第5号）

1 条例改正の目的

手数料等の徴収について収入証紙による方法が廃止されることに伴う規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和9年8月1日から施行することとした。

◆高知県収入証紙条例を廃止する等の条例（高知県条例第6号）

1 条例の廃止等

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）を廃止し手数料等の徴収について収入証紙による方法を廃止するとともに、関係条例について当該収入証紙による方法の廃止に伴う規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和9年8月1日から施行することとした。ただし、第3条の規定は、令和15年4月1日から施行することとした。

◆高知県公告式条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号）の施行により地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正されたことを考慮し、条例の公布に当たって知事が行う署名について、総務省令で定める署名に代わる措置によることを可能とするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県行政手続条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行による行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正を考慮し、公示の方法による聴聞の通知について、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示する等の措置をとることによって行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和8年5月21日から施行することとした。

◆高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の全部改正を考慮し、高知県公益認定等審議会の委員の要件に公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第10号)

1 条例改正の目的

高知県特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、高知県議会議員の議員報酬の額、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項に規定する者の報酬の額、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料の額並びに出頭者、鑑定人等の報酬の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(高知県条例第11号)

1 条例改正の目的

国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)の一部改正を考慮し、職員の転居費について、家財の運送に際して運送業者及び宅配便等を併用した場合の算定方法を追加することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例等の一部を改正する条例(高知県条例第12号)

1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い個人の県民税等について必要な改正をするとともに、自動車税の環境性能割及び種別割並びに狩猟税の納税について、証紙貼付によって納付する方法を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第13号)

1 条例改正の目的

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)が一部改正されたこと等に伴い、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき県が本人確認情報を利用することができることとなった債権管理に関する事務等に係る規定を削除することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例(高知県条例第14号)

1 条例改正の目的

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(令和8年政令第2号)の施行により国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)が一部改正されることを考慮し、国民健康保険事業費納付金の算定における子ども・子育て支援納付金納付金の算定に必要な事項を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第15号)

1 条例改正の目的

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年

政令第325号)の一部改正を考慮し、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に必要な子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として拠出率を定めるとともに、同令の規定により厚生労働大臣が2年ごとに定める基礎財政安定化基金拠出率が改定されることを考慮し、県が高知県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に必要な当該財政安定化基金拠出率を標準として定める拠出率を改定するとともに、これまでの高知県後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況を考慮し、令和8年度及び令和9年度において、拠出率の特例を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第16号)

1 条例改正の目的

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第37号)の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年5月1日から施行することとした。

◆高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第17号)

1 条例改正の目的

高知県立療育福祉センターが行う業務のうち短期入所等に係る利用者の対象年齢を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第18号)

1 条例改正の目的

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立県民体育館の許可施設に係る利用料金及び使用料の基準額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第19号)

1 条例改正の目的

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立武道館の許可施設に係る利用料金及び使用料の基準額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第20号)

1 条例改正の目的

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立弓道場の利用施設に係る利用料金及び使用料の基準額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

1 条例改正の目的

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和7年政令第332号）の施行により道路法施行令（昭和27年政令第479号）が一部改正されたこと等を考慮し、道路の附属物である自動車駐車場等に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設等による占用を認めることに伴い、新たにこれらの占用に係る占用料を徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県職員定数条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

県立病院における医療従事者を確保するため、公営企業局の職員の定数を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

1 条例改正の目的

地方警察官の定員の基準を定めた警察法施行令（昭和29年政令第151号）が一部改正されることに伴い、令和8年度における警察官の階級別定員の特例を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

条 例

高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第1号

高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 航空交通の利用者の便益の増進を図り、もって航空交通の総合的な発達に資するとともに、本県の産業、観光等の国内外における競争力の強化、地域経済の活性化等に寄与するため、高知空港国際線ターミナルビル（以下「旅客取扱施設」という。）を南国市に設置する。

（指定管理者による管理等）

第2条 旅客取扱施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に旅客取扱施設の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、旅客取扱施設の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第17条各号に掲げる書類の提出を求め、第18条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

（運用時間）

第3条 旅客取扱施設の運用時間は、始発便の出発予定時刻の2時間30分前から最終便の出発時刻の20分後までとする。

（利用の許可等）

第4条 航空会社用施設その他の施設（以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（旅客取扱施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに次条及び第7条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- （1） 利用の目的が旅客取扱施設の設置の目的に反するとき。
- （2） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （3） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第7条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。
- （4） 旅客取扱施設の管理上支障があると認めるとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不適當であると認めるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に旅客取扱施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用する者の責務）

第5条 旅客取扱施設を利用する者は、旅客取扱施設内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は同条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- （1）利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。
- （2）利用者が第4条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- （3）利用者が第4条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって、同項の許可を受けたとき。
- （4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- （5）前各号に掲げる場合のほか、旅客取扱施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じて、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

（利用料金の納付）

第8条 利用者は、第10条の規定により定められた旅客取扱施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

（利用料金の收受）

第9条 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

（利用料金の承認）

第10条 利用料金の額は、別表に定める計算単位当たりの基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第12条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料）

第13条 旅客取扱施設の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第8条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める計算単位当たりの基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、別表備考2及び備考3の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要がある」と、前条中「指定管理者が既に収入として收受した」とあるのは「既に納付された」と、同条ただし書中「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由がある」と読み替えるものとする。

（原状回復義務）

第14条 利用者は、その利用を終えたとき又は第7条第1項の規定に基づき第4条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、旅客取扱施設を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第21条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった旅客取扱施設の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第15条 旅客取扱施設を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により旅客取扱施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）第4条に規定する利用の許可等、第7条に規定する許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- （2）第9条に規定する利用料金の收受、第11条に規定する利用料金の減免、第12条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- （3）旅客取扱施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- （4）前3号に掲げるもののほか、旅客取扱施設の設置の目的を達成するために知事が必要であると認める業務
（指定管理者の指定の申請）

第17条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- （1）前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- （2）前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類
（指定管理者の指定等）

第18条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による旅客取扱施設の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が旅客取扱施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
 - (4) 事業計画書による業務の実施により、旅客取扱施設の設置の目的を達成することができるものであること。
 - (5) 旅客取扱施設の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。
- 2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。
- 3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第21条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用等の状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による旅客取扱施設の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの
(業務報告の聴取等)

第20条 知事は、旅客取扱施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
(指定の取消し等)

第21条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、県は、賠償責任を負わない。
(指定等の告示)

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第18条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第18条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
(秘密保持義務)

第23条 指定管理者又は業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15

年法律第57号）第66条及び第67条の規定によるほか、同法の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。
(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、旅客取扱施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第4条の規定による利用の許可等並びに第10条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、第17条、第18条及び第22条（第3号に係る部分を除く。）、第4条及び第7条並びに第10条、第11条及び第12条ただし書の規定の例により行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表中

89 四国カルスト県立自然公園 公園施設の使用料	高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の 設置及び管理に関する条例（令和4年高知県 条例第36号）第17条第1項
-----------------------------	--

を

89 四国カルスト県立自然公園 公園施設の使用料	高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の 設置及び管理に関する条例（令和4年高知県 条例第36号）第17条第1項
90 高知空港国際線ターミナル ビルの使用料	高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管 理に関する条例（令和8年高知県条例第1 号）第13条第1項

に改める。

別表（第10条、第13条関係）

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
航空会社用施設	1 便	79,340円
航空関連団体用業務施設	許可面積 1 平方メートル	1 月につき6,830円

- 備考 1 この表において、「航空会社用施設」とは航空会社が利用する旅客搭乗橋、チケットカウンター、ロビー、保安検査施設及び手荷物取扱施設を、「航空関連団体用業務施設」とは航空関連団体が利用する事務所、共用休憩室及び税関、出入国の管理、検疫等を実施するための業務施設を、「1 便」とは航空機 1 機ごとの旅客を搭乗させた離陸又は着陸のためのそれぞれの利用をいう。
- 2 利用料金の計算において、許可面積が 1 平方メートル未満であるとき又は許可面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を 1 平方メートルとして計算する。
- 3 利用を開始する日又は廃止する日が月の途中である場合におけるその月分の利用料金は、日割計算によるものとし、その額に 1 円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

~~~~~  
高知県地域未来基金条例をここに公布する。  
令和 8 年 3 月 27 日

高知県知事 瀨田 省司

## 高知県条例第 2 号

## 高知県地域未来基金条例

（設置）

第 1 条 産業クラスターの形成、地場産業の付加価値向上及び販路開拓等の地域の発展につながる取組を推進するため、高知県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

第 4 条 知事は、第 1 条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。
令和 8 年 3 月 27 日

高知県知事 瀨田 省司

高知県条例第 3 号

高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例

（設置）

第 1 条 県民が住み慣れた地域で健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができる社会を実現するため、本県東部地域における医療、介護及び福祉に関する事業等の拠点となる総合的な施設として、高知県立東部地域多機能支援施設（以下「支援施設」という。）を安芸市に設置する。

（業務）

第 2 条 支援施設は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）看護師の養成
- （2）訪問看護サービスに関する研修及び相談
- （3）在宅歯科医療及び障害者歯科診療の提供及び推進
- （4）介護人材等に関する情報の収集及び提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、支援施設の設置の目的を達成するために必要な業務（利用する者の責務）

第3条 支援施設を利用する者は、支援施設内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則その他の規程の規定並びに知事及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 支援施設を利用する者は、故意又は過失により支援施設の施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、支援施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第4号

高知県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業を実施するため、高知県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、高等学校等教育改革促進事業費補助金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第5号

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の一部を改正する条例

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例（令和6年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「高知県収入証紙による収入の方法をもってすることその他の」を削る。

附 則

この条例は、令和9年8月1日から施行する。

高知県収入証紙条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第6号

高知県収入証紙条例を廃止する等の条例

(高知県収入証紙条例の廃止)

第1条 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）は、廃止する。

(高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第2条 高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「高知県収入証紙による収入の方法をもってすることその他の」を削る。

(高知県特別会計設置条例の一部改正)

第3条 高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

高知県収入証紙の売りさばき代金並びに自動車税及び軽自動車税（地方税法（昭和25年法律第226号）第442条第1号に規定するものに限る。）に係る始動票札交付料による歳入に伴う経理を明確にするため	高知県収入証紙等管理特別会計
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により国民健康保険に関する収入及び支出の経理を行うため	高知県国民健康保険事業特別会計

を

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により国民健康保険に関する収入及び支出の経理を行うため	高知県国民健康保険事業特別会計
---	-----------------

に改める。

(高知県手数料徴収条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「と同時に」を「の際に」に改める。

- (1) 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第61条
- (2) 高知県行政書士法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第1号）第2条第3項
- (3) 高知県消防法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第6号）第3条第3項、第6条第3項及び第11条
- (4) 高知県火薬類取締法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第18号）第9条第3項及び第16条
- (5) 高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第19号）第6条第3項及び第13条
- (6) 高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第20号）第12条第3項及び第17条
- (7) 高知県調理師法関係手数料徴収条例（平成26年高知県条例第2号）第3条第3項及び第9条
- (8) 高知県保健師助産師看護師法施行条例（平成21年高知県条例第8号）第6条
- (9) 高知県公衆浴場法施行条例（昭和25年高知県条例第34号）第18条
- (10) 高知県興行場法施行条例（昭和59年高知県条例第15号）第14条
- (11) 高知県旅館業法施行条例（平成5年高知県条例第3号）第12条
- (12) 高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）第31条第3項
- (13) 高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）第12条
- (14) 高知県温泉法施行条例（平成12年高知県条例第11号）第7条
- (15) 高知県理容師法施行条例（平成12年高知県条例第13号）第11条
- (16) 高知県美容師法施行条例（平成12年高知県条例第14号）第11条
- (17) 高知県クリーニング業法施行条例（平成12年高知県条例第15号）第11条第1項及び第2項
- (18) 高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）第3条第3項、第6条第3項、第8条の2第3項、第8条の4第3項、第8条の6第3項、第8条の8第3項及び第19条
- (19) 高知県計量法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第21号）第14条
- (20) 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第22号）第4条第3項及び第9条
- (21) 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成21年高知県条例第10号）第30条第1項
- (22) 高知県建設業法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第24号）第7条
- (23) 高知県土地収用法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第25号）第5条
- (24) 高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例（平成31年高知県条例第2号）第5条
- (25) 高知県都市計画法施行条例（平成12年高知県条例第27号）第25条
- (26) 高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第28号）第3条第3項及び第8条
- (27) 高知県建築士法施行条例（昭和27年高知県条例第9号）第9条
- (28) 高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）第33条
- (29) 高知県児童福祉法関係手数料徴収条例（平成17年高知県条例第8号）第2条第3

項及び第8条

(高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部改正)

第5条 高知県旅券法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年8月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和15年4月1日から施行する。
(高知県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（第4項において「施行日」という。）前に第1条の規定による廃止前の高知県収入証紙条例（同項において「旧証紙条例」という。）第5条第1項の規定により同項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）が売りさばいた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下同じ。）は、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例により証紙による収入の方法により使用料及び手数料を徴収することができる。
- 3 証紙を保有する者（売りさばき人を除く。）は、令和14年7月31日までの間に限り、規則で定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。
- 4 売りさばき人は、施行日前に旧証紙条例第6条第1項の規定により買い受けた証紙を施行日後滞滞なく、県に返還しなければならない。この場合において、当該返還に伴い還付する金額その他還付に関し必要な事項は、規則で定める。
(規則への委任)
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

高知県告示条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第7号

高知県告示条例の一部を改正する条例

高知県告示条例（昭和25年高知県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」を「昭和22年法律第67号。次条第1項において「法」という。」に改める。

第2条第1項中「その末尾に知事が署名しなければ」を「知事が署名（法第16条第4項に規定する総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第8号

高知県行政手続条例の一部を改正する条例

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第3項及び第4項」に、「参加人」と、「」を「参加人」と、同項中「」に改め、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」を「第15条第3項及び第4項並びに」に、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「前条第3項後段」を「前条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年5月21日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の高知県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第9号

高知県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

高知県公益認定等審議会条例（平成20年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「をいう。）」を「をいう。）」若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」に改める。

第11条中「法人を」を「審議会への諮問等に係る団体等（以下この条において「団体等」という。）を」に、「法人に」を「団体等に」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第10号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

（高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「900,000円」を「970,000円」に、「820,000円」を「880,000円」に、「770,000円」を「830,000円」に改める。

（地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「104,000円」を「112,000円」に改める。

別表第1中「180,000円」を「194,000円」に、「208,000円」を「224,000円」に、「29,000円」を「31,000円」に、「25,000円」を「27,000円」に改める。

別表第2中「9,600円」を「10,300円」に、「9,000円」を「9,700円」に改める。

別表第3中「12,000円」を「12,900円」に、「240,000円」を「258,000円」に改める。

（知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正）

第3条 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,220,000円」を「1,310,000円」に、「940,000円」を「1,010,000円」に改める。

別表第2中「610,000円」を「656,000円」に、「780,000円」を「840,000円」に改める。

（出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第4条 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和34年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「6,000円」を「6,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第11号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年高知県条例第4号）の一部を

次のように改正する。

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第21条の改正規定中「額とする。」を「額とする。ただし、旅行命令権者が次の各号に掲げるいずれかの家財の運送のみでは転居することが困難であると認めるときは、現に行った次の各号に掲げる家財の運送の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる方法により算定される額の合計額とする。」に、「当該額とする方法とする」を「当該額とする方法とする（この項ただし書の規定によりそれぞれ同項各号に掲げる方法により算定される額を合計する場合は、この限りでない。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第12号

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の2第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第150条第2項中「県が発行する規則で定める様式による証紙を貼って」を「規則で定めるところにより証紙代金収納計器により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額の表示を受けて」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「前項の証紙」を「前項に規定する方法」に改める。

第155条の7第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「証紙徴収の方法による場合には」を「場合によっては」に、「県が発行する規則で定める様式による証紙を貼り付け」を「規則で定めるところにより証紙代金収納計器による当該種別割額に相当する金額の表示を受け、又は知事が特別の事情があると認めるときに限り当該種別割額に相当する現金を納付し」に改め、同項後段を削り、同項の次に次の1項を加える。

4 知事は、前項の規定により種別割額に相当する現金の納付があったときは、申告書に規則で定める様式による納税済印を押印するものとする。

第205条の見出しを「（狩猟税の徴収の手続）」に改め、同条第1項中「関係書類に県が発行する規則で定める様式による証紙（以下この項において「証紙」という。）を貼り付け」を「関係書類を提出するとともに、当該狩猟税の額に相当する現金を納付し」に、「狩猟税の納税者が、証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、知事は、」を「知事は、当該関係書類に」に、「押すことによって証紙に代えることができる」を「押すものとする」に改める。

第2条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第39条の2第3号中「第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は同法附則第4条第1項の規定により知事の認

可を受けた公益信託の信託財産とするために支出したものの
（高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 高知県税条例の一部を改正する条例（平成19年高知県条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条及び第3条の規定並びに附則第3項の規定 令和8年4月1日

（2） 第2条の規定及び次項の規定 令和9年1月1日

（県民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第2条の規定による改正後の高知県税条例第39条の2（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（地方消費税に関する経過措置）

3 第1条の規定による改正後の高知県税条例第70条の2第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生ずる公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託（同法附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第13号

高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中3の項から5の項までを削り、6の項を3の項とし、7の項を4の項とし、8の項を削り、9の項を5の項とし、10の項を削り、11の項を6の項とし、12の項を7の項とし、13の項を8の項とし、14の項から16の項までを削り、17の項を9の項とし、18の項を削り、19の項を10の項とし、20の項から23の項までを削り、24の項を11の項とし、25の項を12の項とし、26の項を削り、27の項を13の項とし、28の項及び29の項を削り、30の項を14の項とし、31の項から35の項までを削り、36の項を15の項とし、37の項から41の項までを削り、42の項を16の項とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

他の執行機関	事務
教育委員会	高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例別表第1の第2欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの
人事委員会	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定に基づく審査請求に係る事実についての審査

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

## 高知県条例第14号

## 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

**第22条** 算定政令第11条の2第3項の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、県に係る同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

第23条を第25条とし、第4章中第22条の次に次の2条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

**第23条** 算定政令第11条の2第4項の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

**第24条** 算定政令第11条の2第5項の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げる数とする。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第15号

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に、「10万分の41とする」を「10万分の38とし、同項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、10万分の4とする」に改める。

第3条第3項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改める。

第4条第2項中「第19条第3項」を「第19条第4項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度及び令和9年度の拠出率の特例）

6 令和8年度においては、第2条の基礎財政安定化基金拠出率及び同条の子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率は、零とし、令和9年度においては、同条の基礎財政安定化基金拠出率は、零とする。この場合において、第4条第1項の規定による政令第19条第1項に掲げる額が零を下回る場合には、当該額は、零とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第16号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第19条の表11の項中「政令第3条ただし書に規定する薬局製造販売医薬品」を「法第2条第17項第3号に規定する医薬品」に改め、同表25の項中「第14条第7項（同条第15項）」を「第14条第6項（同条第13項）」に改め、同表26の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同表27の項中「第14条第9項」を「第14条第8項」に改め、同表28の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第17号

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。
第1条中「平成17年法律第123号」を「平成17年法律第123号。次条第2号において「障害者総合支援法」という。」に改める。
第2条第2号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改め、「（障害児（同法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下この号において同じ。）に係るものに限る。）」及び「（障害児に係るものに限る。）」を削り、「業務」を「業務であって、次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

- ア 障害児（障害者総合支援法第4条第2項に規定する障害児をいう。イにおいて同じ。）を対象とする業務
- イ 障害児であった者であって当該者が18歳に達したことにより障害児の要件に該当しなくなったもののうち、当該18歳に達した日の属する年度の末日までにある者を対象とする業務

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第18号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第2の2の表中

40円	390円	790円			
80円	790円	1,590円	を	80円	730円
120円	1,190円	2,390円		140円	1,370円
				190円	1,820円
100円	1,000円	2,000円		190円	1,820円
210円	2,100円	4,200円	を	280円	2,730円
300円	3,150円	6,310円		370円	3,640円
				3,640円	7,280円

る。に、に改め

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第19号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。
別表第2の1の表中

50円		100円
190円	を	280円

に、「1時間につき210円」を「1時間につき420円」

に、「1時間につき500円」を「1時間につき1,000円」に、「1時間につき2,610円」を「1時間につき3,910円」に、「1時間につき3,650円」を「1時間につき5,460円」に、「1時間につき390円」を「1時間につき770円」に、「1時間につき340円」を「1時間につき680円」に改め、同表の2の表中「50円」を「100円」に、「190円」を「280円」に改め、同表備考6中「260円」を「、本館の試合場及び練習場については390円、分館（弓道場）については510円」に改め、同表備考7中「980円」を「1,460円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第20号

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中

1時間につき570円
1時間につき410円
1時間につき100円

を

1時間につき850円
1時間につき610円
1時間につき150円

に、

1時間につき300円
1時間につき100円
1時間につき50円

を

1時間につき600円

1時間につき200円
1時間につき100円

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第21号

高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

高知県道路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	その他のもの	時価に0.018を乗じて得た額	」
---	--------	-----------------	---

を

「	その他のもの	時価に0.018を乗じて得た額	」
	令第7条第14号及び第15号に掲げる施設	時価に0.018を乗じて得た額	

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高知県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第22号

高知県職員定数条例の一部を改正する条例

高知県職員定数条例（昭和24年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。
 第2条第1項の表中「860人」を「920人」に、「5,024人」を「5,084人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第23号**

**高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例**

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第10条の規定の適用については、同条第1項の表中「460人」とあるのは「461人」と、「476人」とあるのは「477人」と、「1,611人」とあるのは「1,613人」と、「1,925人」とあるのは「1,927人」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えて適用される第1項」と、同条第4項中「第1項に」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えて適用される第1項に」とする。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。